

保険者機能強化アクションプラン（第5期）について

令和3年1月18日

目次

1.保険者機能強化アクションプラン(第5期)のコンセプト……………	1
(令和2年11月25日 第107回全国健康保険協会運営委員会)	
2.保険者機能強化アクションプラン(第5期)における主な取組……………	2
(令和2年11月25日 第107回全国健康保険協会運営委員会)	
3.保険者機能強化アクションプラン(第5期)における保健事業の実施方針(案)	3
(令和3年1月12日令和2年度第2回 支部長会議)	
令和3年度支部の主な取組……………	4
(令和3年1月12日令和2年度第2回 支部長会議)	

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコロボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

（１）基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営【新】
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

（２）戦略的保険者機能関係

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）【新】
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】

<重症化予防の対策>

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施【新】

<コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進【新】

<インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し【新】

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

（３）組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化【新】
- 内部統制の強化【新】
- 次期システム構想【新】

保険者機能強化アクションプラン(第5期)における保健事業の実施方針(案)

- 平成30年度から、6か年の計画である第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)をスタートしており、第5期アクションプランの期間と重なる後半3年間についても、引き続き、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの推進」の三本柱で取り組む。
- また、この3年間の最大のテーマは、①特定健診・特定保健指導の実施率の向上、②データやアウトカム指標に基づく質の高い特定保健指導・重症化予防の確立、③事業所カルテ・健康宣言の標準化の3点とし、特に、以下の「10の重点事項」に取り組む。
- 新たな取組を実施(開始)するにあたっては、それぞれの取組の実施内容及び実施体制等を踏まえ、全国一斉に開始することやパイロット事業を活用して段階的に実施支部を拡大すること等、その実施(開始)方法等を検討し、円滑な全国展開を図る。

特定健診

(取組①)

受診率の向上を図るため、以下のとおり、「健診・保健指導カルテ」の積極的な活用及び充実等を図る。

- ・大規模事業所及び新規適用事業所等への重点的な受診勧奨の実施。
- ・支部間の経年比較による各支部のウィークポイントの把握・改善。
- ・全国ベース及び支部レベルで受診率の低い業態を把握し、本部・支部から業界団体へ協力を依頼。(他業種との比較など、見える化した資料を本部で作成)

被扶養者の特定健診について、市との協定締結を進め、がん検診との同時実施など連携して受診率の向上を目指す。

(取組②)

事業者健診データの取得率を向上させるため、事業者・健診機関・協会けんぽ(3者間)での新たな提供・運用スキームを構築し、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

重症化予防

(取組⑦)

糖尿病性腎症重症化予防事業の効果検証を進める。また、従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を確実に実施するとともに、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値など血圧値や血糖値以外の検査値等に着目した受診勧奨の必要性を検討のうえ実施する。

特定保健指導

(取組③)

特定保健指導対象者の利便性の向上を図る観点から、特定健診当日に特定保健指導の実施が可能な健診機関等への外部委託を積極的に推進し、協会保健師は、保健指導専門機関への指導・助言や事業主・加入者との関係づくり、また、契約保健師を含め、健康宣言事業所のフォローアップなどに積極的に取り組む。なお、情報通信技術を活用した特定保健指導の拡大を図る。

(取組④)

アウトカム指標(メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率等)を1年目に検討・決定し、複数支部で試行実施することにより、KPIとしての是非を検証する。その際、医療費削減やQOL向上等の効果検証に関する研究(外部委託研究で採択等)も参考にする。また、アウトカム指標は、特定保健指導の実施を委託した保健指導専門機関における保健指導の質の検証等にも活用する。

(取組⑤)

特定保健指導の基本領域の一つである「身体活動・運動」の充実・強化を図るため、協会保健師等が指導を行う中で、加入者が「身体の動かし方・使い方」を容易にイメージし、実践できるよう、専門家の知見を取り入れた動画の作成や運動指導マニュアルの策定等を検討する。また、関係団体とも連携しつつ、健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上に取り組む。

(取組⑥)

協会保健師について、保健事業の企画立案能力の育成に力点を置いた人材育成プログラム(支部保健師編)を策定する。また、契約保健師等について、現行の人材育成プログラムの定着を図るとともに、研修等を通じて保健指導等の質の向上等に力点を置いた育成を図る。

コラボヘルス

(取組⑧)

事業所カルテで示すべき項目(リスク保有率、問診票集計結果、経年変化等)の標準化及び標準的フォーマットを提示する。(事業所検索機能活用マニュアル(仮称)と併せて提示。)

(取組⑨)

事業所と連携した健康づくりの取組をより効果的に実施するため、健康宣言のコンテンツ(特定健診・特定保健指導に関する数値目標、簡単に達成可能な取組項目(支部のデータヘルス計画の上位目標等の中から選択)など)及び宣言からフォローアップまでのプロセス(受付方法、事業所カルテの提供タイミング、経年変化を踏まえたフォローアップ及び宣言内容の改善、表彰制度など)の標準化を図る。また、新たなポピュレーションアプローチの手法(健康運動指導士等を活用した身体活動・運動に関する出前講座・セミナーの実施や動画の作成等)を検討する。

(取組⑩)

事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を促進するため、外部有識者の知見を取り入れながら、効果的な予防対策(事業所向けセミナーの実施や相談機関等の周知など)を検討し、実施する。

「10の重点事項」について、本部において具体的な実施方針等の検討を進め、本部及び支部が連携して令和3年度～5年度の間で、順次実施していく。

●3年度に支部において実施していただく主な取組み

・取組① 健診・保健指導カルテを活用した効果的・効率的な受診勧奨の実施

- 「健診・保健指導カルテ」等の活用により、受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的・優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を実施する。
- 事業所検索(抽出)等機能を活用し、受診率の低い業態については、支部及び本部から業界団体に対する協力依頼を行う。
 - ※ 重点的・優先的な受診勧奨等を実施する対象事業所を効果的に選定・抽出等できるよう、保健事業システムに抽出条件(業態、規模、受診率等)に該当する事業所を検索(抽出)できる機能を追加する。(3年2月リリース予定)

・取組③ 保健指導における外部委託

- 支部において、健診機関及び業界団体等へ協力依頼を行う。本部においては、健診機関8団体及び業界中央団体等(健診と併せて実施)へ協力依頼を行う。
- 健診当日の初回面談の可能な健診機関等への外部委託を積極的に推進する。
- 情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について、自営及び専門機関においては事業所のニーズ等に応じて、健診機関においては健診機関の体制等に応じて実施する。

・取組⑧ 事業所カルテの標準化

- 必須掲載項目を本部が示すことにより、事業所カルテを標準化し、支部で必須掲載項目を掲載した事業所カルテを作成及び活用し、事業主と健康課題等の共有を図る。
 - ※ 保健事業システムに事業所別の各種集計情報(健診・保健指導実施率、健診・問診リスク保有率等)を一覧できる機能(画面)を追加することと併せて、当該集計情報を事業所カルテ作成用データとして活用することとしている。(3年2月リリース予定)これにより、支部において、随時、直近(前月末など)の情報を活用し、任意に選択する事業所(例:健康宣言事業所を対象)の事業所カルテを作成することが可能となる予定である。
 - ※ 上記に合わせて、事業所カルテへの必須掲載項目を示すこととしている。併せて事業所カルテの標準的フォーマットを示すこととしている。

・取組⑨ 健康宣言のコンテンツとプロセスの標準化

- 「事業所カルテ」、「宣言項目」に関する基本モデルを本部が示すことにより、健康宣言のコンテンツとプロセスを標準化し、適宜、支部の取組に取り込みながら健康宣言の数と質の向上を図る。
 - ※ 基本モデルは健康宣言の流れに沿って、項目ごとに「プロセス(どのような手順で行うか)」、「コンテンツ(何を行うか)」の観点から、全支部が取組む協会の健康宣言に共通する(核となる)取組みとして、3年3月に取りまとめることとしている。